

2015年12月より「ストレスチェック」が義務化されました



# ストレスチェック業務 支援サービス



※但し、常時使用する労働者50人未満の事業場は当面努力義務

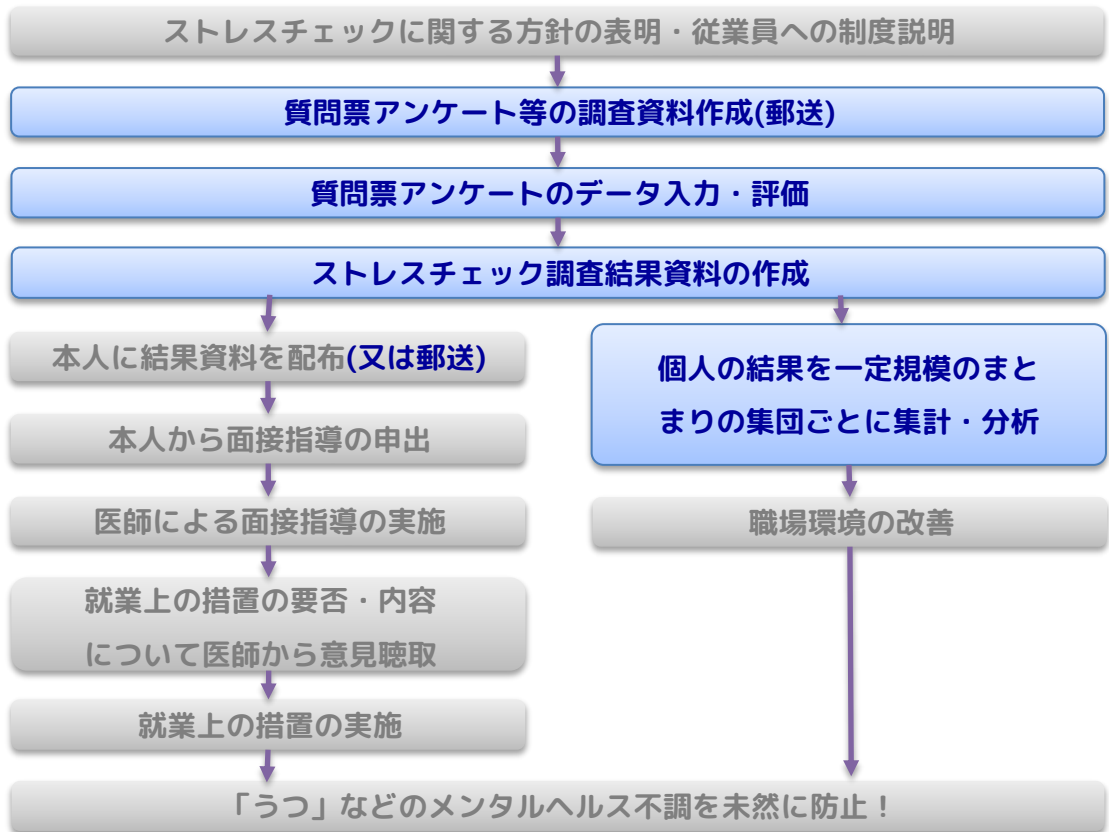
メンタルヘルス対策の充実・強化等を目的として、毎年1回のストレスチェックの実施を義務付ける「労働安全衛生法の一部を改正する法律」が2015年12月より施行されております。（初年度は2016年11月30日が実施期限。実施後、労働基準監督署に報告書を提出）

メンタルヘルス対策や労働災害防止としての目的はもとより、職場・労働環境の改善を通じ、従業員満足度を向上させる事でより質の高い労働が可能となり、生産性の向上、収益性の向上が期待されます。

※従業員のストレス調査結果は、本人の同意なしに事業者側が見る事は出来ません。

＜厚生労働省＞ストレスチェック制度WEBサイト → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/>

## ＜ストレスチェック業務の流れ及び弊社のサービス範囲(青字箇所)＞



データ入力、システム導入、IT技術者派遣等、ITをトータルでサポート  
お気軽にご相談下さい。（お見積りは無料）

## 株式会社 北陸電算サービス

— Since 1968 —

担当：石田

Tel. **0120-24-3700**

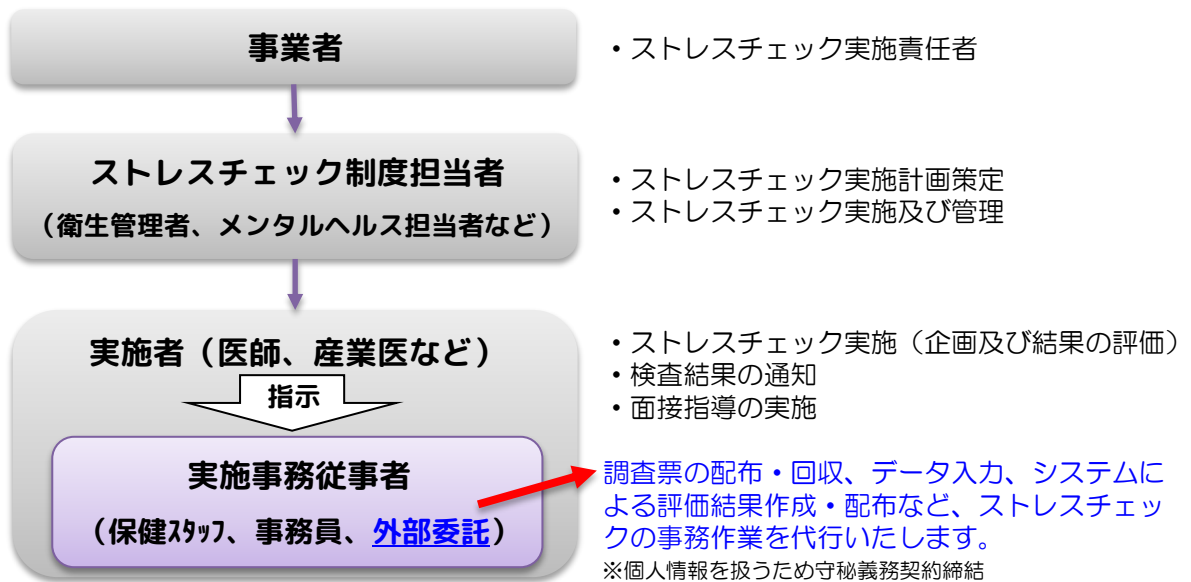
8:30~17:00

Mail. **info@h-ds.co.jp**

24時間



## <ストレスチェック実施体制及び弊社の位置付け>



## <よくある質問>

質問① web版では無く、紙媒体の調査票を利用するメリットは？

回答① web版の場合、操作に不慣れな人がいる事はもとより、本人認証・パスワードの定期更新などの管理コスト、日常業務でPCを必要としていない人に対する定期的な情報セキュリティ教育など、人的コストが増大します。また、時と場所を選ばないという意味においても、書面による配布・回答収集が最も公平かつ確実な手段と言えます。

質問② 社内の事務部門が対応すれば外部委託する必要は無いのでは？

回答② 社内調査の場合、自身の精神状態を同僚に知られてしまう事への抵抗感や、異動などの不利益行為が懸念される事から、正確な回答が得られない恐れがあります。また、調査が従業員のメンタル疾患防止の砦となるため、高い入力精度が求められます。

質問③ 健康診断と合わせて実施予定なのですが・・・

回答③ ストレスチェック業務の殆どが医療行為とは関係の無い事務作業です。高ストレス者が検出され、更に本人が面談を希望した場合に初めて医療機関としての役務が発生しますが、その場合でも通常手配されている産業医様、もしくは定期健康診断の際の医師による問診時に対応可能です。

質問④ 従業員の個人情報を外部委託しても大丈夫でしょうか？

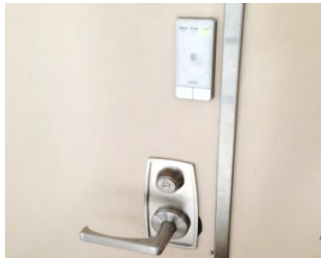
回答④ 弊社はプライバシーマークを取得しており、IDカードによる入退室管理はもとより監視カメラ、独立ネットワークなど、様々な個人情報保護対策を講じております。また、厚生労働省のサイトにおいても外部委託先についての評価手順説明があります。

## <社屋内主要セキュリティ対策>

カメラによる24時間監視(記録)



IDカードによる入退管理



セキュリティエリア内専用保管庫

